平成２９年（フ）第１０５号
佐賀県唐津市浦6548番地２
債務者　川添めぐみ（旧姓宮口・稲葉）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第７４号
青森県北津軽郡板柳町大字福野田字実田79番地５
債務者　小山内ふみ子
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第８６０号
千葉県我孫子市並木６丁目９番５号
債務者　児玉　早紀
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８６３号
千葉県松戸市北松戸２丁目18番地の１　北松戸田村ビル204号
債務者　戸塚健一郎
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８８２号
千葉県柏市新逆井２丁目９番12号　アゼリア・ツインズＢ－103号
債務者　山下　由美
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１８８号
広島県福山市山手町７丁目14番14号
債務者　山本　節子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第７２号
青森県つがる市木造芦沼５番地４
債務者　菊地加奈子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第１７０号
広島県福山市大谷台１丁目16番11号
債務者　原　　良平
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１７８号
広島県福山市曙町５丁目22番41－101号　ベルティカル曙
債務者　根岸　宏文
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１７９号
広島県福山市多治米町２丁目25番12号　シティハイツ沖川Ｂ202
債務者　大里　京子（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１８３号
広島県福山市東手城町３丁目７番17号　カジシマハイツ202
債務者　児玉　　恵
1　決定年月日時　平成30年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２３８号
青森県上北郡野辺地町字槻ノ木64番地７
債務者　柴田芽衣子
1　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１０号
山口市赤妻町９番１－202号
債務者　阿部　正一
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５５６号
栃木県宇都宮市元今泉４丁目19番２号　東レジデンス201
債務者　安田　圭司
1　決定年月日時　平成30年１月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２４２号
東京都昭島市玉川町５丁目10番20号マンション双葉305号
債務者　鶴田ひろみ
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３９６号
東京都国立市西１丁目18番地の21エステート国立102
債務者　浮巣　紀子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成30年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部